

健健発 0629 第 1 号
令和 3 年 6 月 29 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法に基づく障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に係る
死亡の届出の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年 12 月に策定されたデジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、住民が行政手続等を行う際の負担軽減、利便性の向上を図る観点から、行政手続等のワンストップ化を推進する旨の項目が盛り込まれたところです。当該項目のうち、死亡・相続に関する行政手続のワンストップ施策として、「他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続について、各府省中長期計画に基づき、当該届出の提出を省略可能とする対応を行う」こととされているところです。

本計画を踏まえ、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づく手続の取扱いについて下記のとおり整理を周知いたしますので、各自治体におかれましてはご了知いただきますようお願いいたします。

記

現行、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 11 条の 8（規則第 11 条の 19 により準用する場合を含む。）において、法の規定による障害児養育年金、障害年金及び遺族年金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を記載した届書を市町村長（特別区の長を含む。）

に提出しなければならないと定めているところです。

当該手続については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して他の手続で登録された死亡情報を参照するなど、他の方法によって死亡の事実が確認できた場合には、上記の死亡の届書の提出があったものとみなし、当該届書の提出があった場合と同様の事務処理を行っていただいで差し支えございません。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として位置付けられるものです。